

上田市組織条例の一部改正について

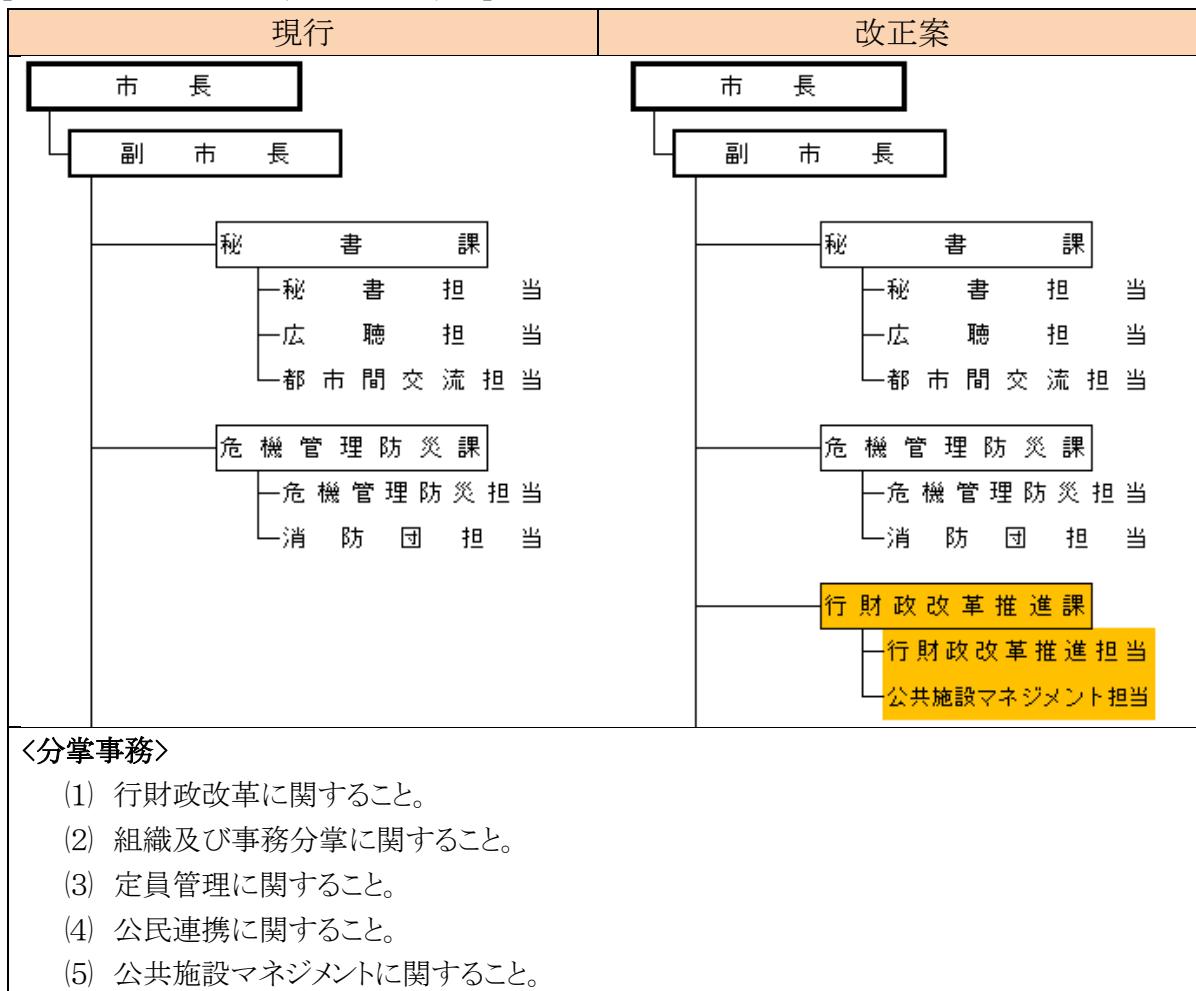
1 改正の概要

社会保障関係費や人件費等の義務的経費の増加などにより、持続可能な行政運営の構築は先送りできない状況となっていることを踏まえ、行財政改革を強力に推進する体制の構築と、公民連携や公共施設マネジメントの取組を積極的に推進し、効果的・効率的な事業を実施する体制を整備するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

行財政改革を強力に推進する組織として、行政管理課行政改革担当及び公共施設マネジメント担当を「行財政改革推進課」として市長直轄組織に位置付け、全局的な行財政改革の司令塔とする。

【上田市組織条例 第1条（設置）】



3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。